

茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）の改定について

1 茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）の改定方針について

- 平成25年3月に改定した地域防災計画（原子力災害対策計画編）において、国の指針等を待って検討すること等とした下記の内容等について改定の検討を行う。
 - ① 緊急時モニタリング
 - ② 避難・屋内退避
 - ③ 緊急被ばく医療

2 具体的な改定内容について

- 上記「①緊急時モニタリング」及び「③緊急被ばく医療」については、国が原子力災害対策指針の補足資料を示す予定であり、その内容を踏まえ改定内容の検討を行う。
- 上記「②避難・屋内退避」については、市町村が避難計画を作成するにあたり避難先や避難所開設に係る他市町村との調整等広域的な調整が必要であること及び円滑に避難が行えるよう、避難計画の基本方針を示す広域避難計画を作成し、地域防災計画へ反映できるよう検討を行う。

【茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）改定に係る工程表】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画改定作業				 <国が示す予定の原子力災害対策指針の補足資料等を参考に作業>								
原子力災害対策検討部会				◎ 方針検討				◎ 中間報告 検討		◎ 改定案検討		
地域防災計画改定委員会											◎ 改定案検討	
防災会議 (計画改定)										 地域防災計画の修正		
議会			◎ 第2定				◎ 第3定		◎ 第4定			◎ 第1定

【茨城県広域避難計画（仮称）作成に係る工程表】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
組織検討		←————→ 検討部会，関係機関調整										
原子力災害対策検討部会				◎ 広域避難計画（仮称） の作成方針				◎ 中間報告 検討			◎ 最終確認	
市町村担当会議の開催 （UPZ，全市町村）				○記載事項検討（UPZ） ○避難先確認（全市町村）					○ 基本方針 の確認 （全市町村）			
茨城県広域避難計画（仮称）の作成 【各市町村避難計画の作成支援】				←————→ 避難方法：防災関係機関，市町村 （情報伝達・住民広報，一時集合場所，避難先の指定，避難ルート，安定ヨウ素剤の配布， スクリーニング，避難状況の確認方法） 避難所：社会福祉協議会，市町村 （情報伝達・住民広報，避難所の開設主体・運営主体，食事の提供，医療体制， 情報の提供，教育環境，安全の確保） 災害時要援護者対応：医師会，社会福祉施設関係団体，教育庁 （病院，社会福祉施設，学校における避難方法，避難所の確保等）								
防災会議												◎
議会			◎ 第2定				◎ 第3定		◎ 第4定			◎ 第1定